

大島総企第62号  
平成27年4月21日  
(総務企画課扱い)

徳之島町長 高岡 秀規 殿

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎



景観法第98条第2項の規定に基づく協議について (回答)

平成27年4月10日付け徳企第7号で協議のあったことについては、異議ありません。

連絡先：

大島支庁総務企画課  
地域振興係 小田  
Tel : 0997-57-7218